（災害応急対策施設管理協定の効力）

第四十八条の二十九の七　前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた災害応急対策施設管理協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第四十八条の三十七第一項中「部分」の下に「のもの」を加え、「一時使用」を「一時的に使用する施設」に改める。

第四十八条の五十一中「（昭和三十六年法律第百九十五号）第四条第六項（同条第十三項」を「第四条第八項及び第九項（これらの規定を同法第五条第二項又は第六条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）」に、「に規定する同意をした同条第一項」を「の規定により同法第四条第一項」に、「第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四条第六項に規定する同意をした同法第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、「（以下この条において「同意地方踏切道改良計画等」という。）」を削り、「同意地方踏切道改良計画等に」を「地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に」に改める。

第六十三条及び第六十四条第一項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改める。

第九十一条第二項中「、第四十四条の二」を「から第四十四条の三まで」に改め、「第四十八条」の下に「、第四十八条の四十五（第三十二条第一項又は第三項の規定の適用に係る部分に限る。）」を加える。

第九十五条の二第一項中「指定をし」の下に「、第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、若しくは制限し」を加え、同項ただし書中「又は制限しよう」を「若しくは制限しよう」に改める。

第九十七条第一項第一号中「並びに同条第二項」を「、同条第二項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第十七条第八項の規定により国道に関して都道府県が処理することとされている事務

第九十七条の二ただし書中「及び同条第五項本文」を「、同条第五項本文及び第三十一条の二第四項本文」に改め、「決定」の下に「並びに同条第三項の規定による命令」を加える。

第百条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第二項中「者」を「ときに」に改める。

第百一条中「生じさせた」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第百二条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第百三条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「通行した者」を「通行したとき。」に改め、同条第六号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第九号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条の二十九の三の規定による禁止又は制限に違反して防災拠点自動車駐車場を利用したとき。

第百四条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「通行させた者」を「通行させたとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号から第五号までの規定中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第百五条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「違反した者に」を「違反したときに」に改める。

第百六条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第四十四条の二第三項又は第五項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第三項又は第五項に規定する行為をしたとき。

第百九条中「又は第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」を「、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第三条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二　道路法第四十四条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。

第八条第一項第二十四号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の三第五項」に改め、同項第二十五号中「及び第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二　道路法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

第八条第四項中「第三十五号」を「第三十四号の二」に改め、同条第五項中「から第三十五号まで」を「、第三十四号、第三十五号」に改める。

第九条第一項第十号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項第十一号中「及び第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同条第五項中「会社は、」を「高速自動車国道と」に、「の鉄道と」を「（以下「鉄道事業者等」という。）の鉄道とが」に、「高速自動車国道の」を「場合において、会社が第三条第一項の許可を受けて当該高速自動車国道の」に改め、「ときは」の下に「、会社及び当該鉄道事業者等は」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と」を削り、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、「第五項」の下に「又は第六項」を加え、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者」を「又は当該鉄道事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　会社が第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、会社及び当該鉄道事業者等は、道路法第三十一条の二第一項又は高速自動車国道法第十二条第二項の規定にかかわらず、道路法第三十一条の二第一項各号に掲げる交差の方式の区分に応じ、当該各号に定める管理の方法について協議し、これを成立させなければならない。ただし、同項第二号に規定する交差部分について踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十三条第一項の規定による指定があつたときは、この限りでない。

第十七条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　道路法第四十四条の二第六項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。